

地区集会所の建設等に対する補助金交付の流れ

1 事前相談

事前相談

町内会等は、集会所の新築・建物区分購入、修繕等の検討段階で、担当課へご相談ください。

補助金予算の確保

担当課は、相談内容を基に、補助金予算の確保を行います。※

※ 予算の確保までに相応の期間を要します。ご希望の時期に補助金の交付が決定するとは限りませんので、ご了解願います。

2 交付の申請

担当課からの連絡

補助金予算の確保ができましたら、交付申請に必要な書類の提出等についてご案内します。

申請書類の提出

補助金の交付を受けようとする町内会等は、新築・建物区分購入、修繕等の契約を行う前に、交付申請に必要な書類を提出してください。

3 交付の決定

交付決定の通知

担当課から、審査の結果について通知します。

着手届の提出

交付が決定した町内会等は、契約を行い、着手届等を提出してください。

完了の報告

建設等工事の完了後、速やかに実績報告書等を提出してください。

4 補助金の交付

補助金の額の確定

担当課から、交付額の確定について通知します。

補助金の交付

交付が確定した町内会等からの請求により、補助金が交付されます。

収支決算の報告

交付を受けた町内会等は、1か月以内に収支決算報告書等を提出してください。